二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市東祖谷阿佐七三、九七の一から九七の三まで、東祖谷小川三二四から三二七まで、東祖谷小島一八〇の一、一八一の一、一八二の一、一八三の一、東祖谷樫尾六〇三、六〇四、七一五の一、七一五の二、東祖谷高野二一六の一、東祖谷中上一三九、一四〇の一、東祖谷麦生土三〇一の一から三〇一の六まで、東祖谷若林二六二、二八〇、二八二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市山城町上名字イヲガヱリ一七九七の三、一七九七の四、字岡ノハナ二〇七一の一、字キワタシ一五五三の七（国有林）、一五五三の二、一五五三の一六、字グロノサコ一八六五の一、字立石二一八五の二・二一八五の三（以上二筆国有林）、二一七八の一〇、二一八五の一、二一八五の四、字トミヲカ一九一一の一、一九一一の三、一九一一の五、字ハシノモト一五五二の三・一五五二の六・一五五二の七（以上三筆国有林）、一五五二の一、一五五二の四、一五五二の五、一五五二の八、山城町下名字上羽瀬二〇五二の一、字ホドノ一九三一の二、字ワタウチ一六六六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白石市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
白石市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
白石市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○国土交通省告示第六百六十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年四月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	形式変更の内容
第3251号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨脹式以外のもの）	高階救命器具株式会社	布地、縫い糸及び胴紐を変更
第3695号	〃	ＴＫ－24Ａ型	布地、縫い糸及びファスナーを変更

○国土交通省告示第六百六十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年五月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5321号	航海用レーダー	ＪＭＲ－9230－Ｓ３	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目１番１号
第5322号	〃	ＪＭＲ－9225－７Ｘ３	〃	〃
第5323号	〃	ＪＭＲ－9225－９Ｘ３	〃	〃